

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各大学共同利用機関法人の長

文部科学省 科学技術・学術政策局長
井 上 諭 一
文部科学省 高 等 教 育 局 長
伊 藤 学 司
(公印省略)

文部科学省研究セキュリティ相談窓口の設置について（通知）

「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（令和 6 年 12 月 18 日文部科学省科学技術・学術政策局）において、研究セキュリティ確保の取組について、大学等が対応に悩んだ際に政府のアドバイスを受けるための相談窓口を文部科学省に設置することとしたところです。

これを踏まえて、このたび当該窓口を設置しましたのでお知らせします。本窓口では、相談内容に応じて、科学技術・学術政策局と高等教育局が連携して相談に対応します。本窓口への相談を希望される場合は、以下の「1. 相談対象」および「2. 留意事項」をご参照の上、「3. 相談受付フォーム」から申請して下さい。

1. 相談対象

- (1) 相談を受け付ける機関：大学等（大学、短期大学、大学共同利用機関法人及び高等専門学校）
- (2) 受け付ける相談の範囲：
 - ① 文部科学省関係の研究開発プログラムに応募し、資金配分機関（FA）から研究セキュリティ確保の取組を求められた際に、FA と取組の内容を調整するにあたって、学内で対応に悩み、政府のアドバイスを希望する場合
 - ② 大学等が海外の研究機関等と共同研究を実施する場合や、海外の研究者等を受け入れたり学内の研究に参画させる際に、先端技術の流出や、信頼の低下といったリスクが懸念され、学内で対応に悩み、政府のアドバイスを希望する場合

2. 留意事項

- (1) 本窓口への相談は、学内の担当部署で一元的に行って下さい。
- (2) 学内で一定の検討をした上で、対応に悩んだ際に、学内の検討の状況等を含め相談して下さい。

- (3) ご相談に際して収集する情報については、ご相談への適切な回答、相談窓口のサービス向上等の目的で、文部科学省が利用いたします。ただし、アドバイスを効果的に行うために必要な場合には、相談のあった内容の一部について、情報管理を徹底した上で、省内関係部署、関係府省、相談内容に関する資金配分機関（FA）に共有することがあります。
- (4) 本窓口では、情報セキュリティインシデントの対応は行っていません。インシデント発生時には、本窓口ではなく「文部科学省関係機関における情報セキュリティインシデント発生時の報告・連絡要領」に記載の連絡先にご報告ください。

3. 相談受付フォーム

ご相談を希望される場合は、以下の相談受付フォームに必要事項を記入の上、申請してください。

<https://forms.office.com/r/awVshQmM4K>

(参考)「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」(令和6年12月18日文部科学省科学技術・学術政策局決定)

https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt_kagkoku-000039402_1-lrrr.pdf

【本件担当課室】

文部科学省
科学技術・学術政策局国際研究開発政策課
高等教育局参事官（国際担当）付
電話：03-5253-4111（内線 3989, 3996）